

# 第 177 回宮城県都市計画審議会議事録

日 時：平成 27 年 6 月 11 日（木）  
午後 1 時 30 分から 4 時 10 分まで  
場 所：県庁行政庁舎 4 階 特別会議室

## ○次第

1 開 会

2 報 告

第 176 回宮城県都市計画審議会議案の処理について

3 議案審議（2 件）

議案第 2319 号 仙塩広域都市計画事業花渚浜地区被災市街地復興土地区画整理事業の事業  
計画変更について

議案第 2320 号 仙塩広域都市計画事業仙台市蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業の  
事業計画変更について

4 そ の 他

5 閉 会

## ○出席委員

阿留多伎 真人	尚綱学院大学環境構想学科教授
伊 藤 直 司	公益財団法人宮城県スポーツ振興財団理事長
牛 尾 陽 子	公益財団法人東北活性化研究センターフェロー
内 田 美 穂	東北工業大学環境エネルギー学科准教授
桑 原 雅 夫	東北大学大学院情報科学研究科教授
高 橋 克 子	宮城県医師会常任理事
森 杉 壽 芳	日本大学総合科学研究所教授
豊 田 育 郎	農林水産省東北農政局長（代理）
永 松 健 次	国土交通省東北運輸局長（代理）
縄 田 正	国土交通省東北地方整備局長（代理）
横 内 泉	宮城県警察本部長（代理）
奥 山 恵美子	宮城県市長会会長（代理）
佐々木 征 治	宮城県議会議員
村 上 智 行	宮城県議会議員

（以上 14 名，敬称略）

## ○審議結果

- ・議案第 2319 号（仙塩広域都市計画事業花刈浜地区被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画変更に対する意見書について）

【議決】意見書に係る意見を採択すべきでない。

- ・議案第 2320 号（仙塩広域都市計画事業仙台市蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画変更に対する意見書について）

【議決】意見書に係る意見を採択すべきでない。

## ○議事

平成 27 年 6 月 11 日（木）午後 1 時 29 分 開会

### 1 開 会

○事務局（大内総括） それでは定刻前ではございますけれども、委員の皆様おそろいでございますので、ただいまから第 177 回宮城県都市計画審議会を開催いたします。

#### （1）会議の成立

○事務局（大内総括） 議事に入ります前に、委員の委嘱替えがございましたので、御紹介申し上げます。宮城県町村会会長の村上英人委員でございます。本日は都合により欠席されております。

本日の会議の定足数でございますが、現時点におきまして代理出席の方を含め 14 名の委員の御出席をいただいております。定足数の 10 名を超えておりますので、都市計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定に基づきまして会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。

傍聴される皆様をお願いいたします。会議の傍聴に当たりましてはお手元に注意事項をお配りしておりますので遵守いただきますようお願い申し上げます。また、委員の皆様におかれましては、御発言の際はマイクをお渡しいたしますので挙手をいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、本日の配付資料について御説明申し上げます。委員の皆様には、事前に、議案書、参考資料 1、参考資料 2 の三つの冊子をお渡しをいたしております。また、机上には、委員名簿、座席図、参考資料 3、報告事項を配付いたしております。議案書でございますが、本日の二件の議案に係ります土地区画整理事業の事業計画変更に対する意見書と、縦覧に供しました事業計画書で構成をいたしております。参考資料 1 は、案に係ります 2 件の土地区画整理事業計画の概要を説明した資料となっております。参考資料 2 は、付議された意見書につきましてその要旨と事実確認及び事務局の見解を整理したものでございます。参考資料 3 は、意見書の内容を審議する際の補足資料となります。続きまして報告事項でございますけれども、名取市閑上地区の土地区画整理事業について平成 25 年 10 月に本審議会が名取市に対して行いました建議に対し、その後の名取市における対応についての報告に係る資料となっております。なお、参考資料 3 及び報告事項につきましては、委員の皆様のみ配付をいたしております。参考資料 3 につきましては個人を特定できる情報が含まれておりますので、取扱いには御注意をいただきたいと思っております。資料の方に不足はございませんでしょうか。

それでは、配付資料に関しまして一点御報告がございます。議案第 2320 号「仙塩広域都市計画事業仙台市蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画変更に対する意見書について」に関連いたしまして、一部の意見提出者から委員の皆様へ意見書の原文の一部加筆したものを追加で提出をしたいという申し出がございましたが、こちらにつきましては、意見書の提出期限を過ぎていることから本審議会には配付しないこととしておりますことを御報告申し上げます。

なお、意見書の原本の写しは議案書の 32 ページ以下に掲載されていることを申し添えます。それでは審議をお願いいたしますが、会議の議長は、都市計画審議会条例第 5 条第 1 項の規定に基づきまして、会長が行うことになっております。森杉会長よろしくをお願いいたします。

## (2) 議事録署名人の指名

○森杉議長 それでは、ただいまから会議を開きます。いつものように、本日の審議会の議事録署名人を指名させていただきます。阿留多伎真人委員と佐々木征治委員をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。次に第 176 回の審議会における議案の処理状況について、事務局から報告をお願いいたします。

## 2 前回議案の処理報告

○事務局（尾形都市計画課長） はい。それでは、お手元の議案書の 3 ページをご覧くださいと思います。前回、第 176 回の審議会におきまして、議案第 2316 号「仙塩広域都市計画道路の変更について」ほか 2 件について御審議いただきました。処理結果の欄に記載のとおり、審議結果に基づき、所定の手続きを全て完了しておりますことを御報告いたします。以上でございます。

○森杉議長 はい。ありがとうございました。御質問、御意見はございませんか。

[「なし」と発言する者あり]

○森杉議長 それでは、以上で第 176 回の審議会における議案の処理報告を終わります。

## 3 議案審議

### 議案第 2319 号 仙塩広域都市計画事業花淵浜地区被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画変更に対する意見書について

○森杉議長 議案審議に入ります。本日の審議案件は、議案第 2319 号から第 2320 号の 2 件です。円滑な議事運営に努めて参りたいと思います。御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第 2319 号「仙塩広域都市計画事業花淵浜地区被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画変更に対する意見書について」を議題といたします。本議案は土地区画整理法の規定により宮城県知事から付議されたものです。議案説明は、事業の概要と意見書の要旨の二つに分けて、それぞれについて質疑を行った後、この意見を採択すべきか、採択すべきでないかについて議決を行うこととなります。

議事を始める前に報道機関の方々をお願いいたします。議事の進行につきましては、事務局説明、それに対する質問、議案の審議の順に進めます。テレビカメラ等による撮影は、事務局説明とそれに対する質問までとさせていただきます。議案の審議に入りましたら、撮影を止めていただくようお願いいたします。また、本日配付の資料には、個人情報保護の観点から、委員のみ渡

しとしております資料がございますので、資料の撮影はしないようお願いいたします。

それでは、事業の概要について事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局（尾形都市計画課長） はい。それでは、議案第 2319 号「仙塩広域都市計画事業花渕浜地区被災市街地復興土地区画整理事業計画変更に対する意見書」について御説明いたします。

審議の中身に入る前に、本審議会における意見書の取扱いにつきまして御説明いたします。別冊の参考資料 1 の 1 ページをお開き願います。まず、都市計画案に対する意見書と土地区画整理事業計画に対する意見書の取扱いの違いについて御説明いたします。ページの上段 1 にあるとおり、都市計画案に対する意見書は、付議された都市計画案を審議する際の判断材料として扱われます。つまり、審議会は、意見書を参考にしながら都市計画案の適否を議決するということとなります。一方、土地区画整理事業に対する意見書につきましては、下段 2 にあるとおり、権利者の救済に主眼が置かれており、審議会は、当該意見書そのものを採択すべきか否かを議決します。採択となった場合は、土地区画整理事業の施行者に対し事業計画の修正を求めることとなります。本日、委員の皆様にご審議いただくのは、こちらの土地区画整理事業に対する意見書となります。

次に、土地区画整理事業計画の変更の手続きについて御説明いたします。3 ページのフロー図をご覧ください。まず、施行者である市町村は、事業計画の変更案を 2 週間公衆の縦覧に供します。この事業計画に対して意見がある利害関係者は、知事に対して意見書を提出し、知事は当意見書を当審議会に付議し、この意見を採択すべきか採択すべきでないか議決を行います。審議会において、意見を採択すべきでないとして議決されれば、知事はその旨を提出者へ通知し、設計の概要の認可を経て、変更された事業計画が決定されます。意見を採択すべきと議決された場合には、知事は町に対して事業計画の修正を求め、町は縦覧から手続きをやり直すこととなります。資料中に括弧書きで日付けを記載しておりますが、七ヶ浜町が平成 27 年 2 月 10 日から 23 日まで縦覧を行ったところ、1 通の意見書が提出されたため、当審議会あて付議したものになります。

それでは、議案の内容について御説明いたします。議案書の 4 ページをお開き願います。この議案は、七ヶ浜町が施行する花渕浜地区の土地区画整理事業計画の変更案に対し、意見書 1 通が提出されましたので、この意見を採択すべきか、採択すべきでないか、議決を求めるものであります。

当該議案に係る書類といたしまして、議案書の 5 ページ、6 ページに意見書の写しを、同じく 7 ページから 29 ページまでが今回意見書の対象となっている事業計画書でありまして、縦覧にかかったものと同じものを添付しております。

それでは、花渕浜地区被災市街地被災市街地復興土地区画整理事業の事業概要を御説明いたします。議案書の 7 ページからが事業計画の縦覧図書になりますが、図面を中心に説明いたします。24 ページをお開き願います。こちらは施行地区の位置図になります。場所は七ヶ浜町の東側、赤線で囲まれたところになります。事業の施行者は七ヶ浜町、地区面積は 9.81 h a、施行期間は、平成 25 年度から 29 年度までの 5 年間となっております。

次に、27 ページをお開き願います。事業実施前の現況図となっております。震災前この地域につきましては住宅や事業所が混在する地域でしたが、津波により大きな被害を受けました。地区の中央から南の方には黄色い色の住宅が残っているのが確認できますが、北の方は事業所がい

くつか残っているほかは建物がほとんどなくなっているのが分かります。町では、この地域について津波被害が大きいことから防災集団移転の対象としており、今回の土地区画整理事業では集団移転により町が買い上げた土地と現地再建を希望する方の土地の整序化を実施し、安全安心に暮らせる居住系拠点、そして基幹産業である水産業の再生に向けた産業拠点の形成を図っております。

29 ページをお開き願います。施行後のイメージとなります。既存住宅の残っている黄色の部分は居住系エリアとして整備します。ピンクのエリアは災害危険区域とし居住を制限する区域で、商業・業務系の土地利用を図っていく地区となります。津波対策については、県の施行により、地区の海側の地区界に沿って防潮堤がTP 5.4 mの高さで整備されることとなっております。図面上では海に面して左上から右下の方に防潮堤を配置しており、その色は、区画整理の事業地区内は黄色、地区外については黒の点線で示してございます。道路の整備につきましては、茶色で示しております主要地方道塩釜七ヶ浜多賀城線を幹線道路と位置づけ、以前は地区の中央部で直角に曲がっていたものを緩やかな曲線の道路とし交通の利便性を高めています。また、東側には、緊急時の避難路の確保の観点から幅員 11.5 mの主要区画道路を配置してございます。

次に、今回の意見書の対象となる事業計画の変更について御説明いたします。参考資料 1 をお開きいただきまして、4 ページをお開き願います。「5 法的手続き」に関してですが、本事業は平成 25 年 6 月に区画整理事業の区域を定める都市計画決定がなされ、平成 25 年 10 月に当初の事業計画案の縦覧を行いました。その際に 1 件の意見書が提出されており、内容は減歩率や事業施行後の将来像、地権者との合意形成に関するものでしたが、平成 25 年 12 月に開催されました当審議会において、意見書を不採択とする決定がなされております。その結果、平成 25 年 12 月 25 日付けで当初事業計画の認可を受けております。

5 ページに移りまして、平成 26 年 7 月には、仮換地に関する意向調査等の結果を踏まえ、設計変更が生じたことから第 1 回の事業計画変更がなされており、これにつきましては意見書の提出がなく、平成 26 年 9 月 10 日に変更認可がなされております。

今回の、第 2 回となりますが、事業計画変更についてですが 8 ページに概要をまとめてございます。変更の理由につきましては、実施設計による精査や換地に係る調整の結果、公共施設の変更が生じたものであり、変更の内容は 8 ページから 9 ページのとおりとなっております。表中の丸数字は次の 10 ページの図面の丸数字の箇所と一致しております。

10 ページの図面上でそれぞれの変更案件を御説明したいと思います。まず、①については、防潮堤に関してですが、当初、防潮堤の位置はオレンジ色の部分の右よりの黒い 2 本の線の位置でございましたが、用地の関係もあり位置が左側の赤い 2 本の線の位置に変更となったものです。②については、防潮堤の位置が変わったこと等により緑色の 1 号公園の面積が減少したものであります。③、④については、警察協議により県道交差点に右折レーンを確保することとなったことから、赤の部分の道路を拡幅し、それに伴い隣接する 3 号公園の面積が減少したものであります。⑤、⑥については、仮換地の調整状況を踏まえ、区画道路の位置を変更するものです。⑦、⑧につきましては、仮換地の調整状況を踏まえ、1 号緑地の位置を変更するものであります。⑨から⑭については、仮換地の調整状況を踏まえ、道路の線形について変更するものであります。⑮につきましては、仮換地指定後の調整の結果、幅員 3 m の管理用通路を幅員 4 m の区画道路

に変更するものでございます。事業概要の説明につきましては、以上でございます。

○森杉議長 はい、ありがとうございました。ただいまの御説明につきまして、まず質問を受け付けたいと思います。

○森杉議長 よろしゅうございますか。引き続き、意見書要旨について御説明をいただいでよろしいですか。

[「はい」の声]

○森杉議長 では、そういうふうにさせていただきます。それでは、よろしくお願ひいたします。

○事務局（尾形都市計画課長） はい。それでは、意見書の要旨について御説明申し上げます。議案書の5ページ、6ページをお開き願ひます。先ほど御説明しました事業計画に対する意見書の写しとなっております。参考資料2の1ページもあわせてご覧いただきたいと思ひます。

七ヶ浜町花淵浜地区の意見書につきましては、この1通、2名の連名で提出されております。意見書提出者の住所、氏名等は黒塗りとさせていただきますが、地区内に土地を所有する利害関係者に該当することを確認しております。意見書の中の赤字の丸数字は、審議しやすいように事務局の方で論点ごとに番号を振っているものであります。

参考資料2の2ページをお開き願ひます。先ほどの意見書に赤字で記載しておりました丸数字の番号ごとに、意見の要旨、事実確認の結果、事務局の見解を表にまとめております。以下、表に従って御説明させていただきます。

まず、1番、①でございますが、「館下地区業務地区はTP2mで計画され、荒天時に海水の飛沫がかかることから、地盤高についての見直しを求める」という趣旨の意見でございます。意見の内容につきましては、参考資料3で補足説明をさせていただきます。

1ページの図面1をお開き願ひます。意見書の提出者は、施行地区の東側、海に突出した区画において事業を営んでございます。

次の2ページ図面2をお開き願ひます。意見書提出者の両名の土地の所有状況を示しております。施行前は赤の網掛けの場所、仮換地指定時には黄色の区画へ換地することとしておりましたが、最終的には調整の結果、オレンジの区画に換地される予定となっております。なお、換地場所につきましては、意見書提出者と十分調整しておりますので、場所そのものに不満は無いものと認識してございます。

次に3ページ、図面3をご覧ください。防潮堤の位置等が示してございますけれども、宮城県が施行する津波対策の防潮堤につきましては、当初の県の計画では、茶色の点線のように、意見書提出者の土地が所在する区画を囲むように計画されておりました。しかし、意見書提出者を含めたこの地区の地権者等の御要望もございまして、現在は堤防の位置を内陸寄りの茶色の実線の位置に設置することとしております。

参考資料2、3ページの意見書にお戻り願ひたいと思ひます。事実確認についてですが、当地

区は既存建物を生かした現地再建の意向も多いことから、その意向を尊重し、地盤に関して大幅な改変を行わず居住系と業務系の土地の整理に主眼を置いた事業計画としているものであり、町としても地権者に理解を求めてきたところでもあります。また、防潮堤の位置についても、先ほど説明したように、地域の方々の御要望等を踏まえ現位置に決まったという経緯もございます。このことから、事務局の見解にあるとおり、地盤高の設定や防潮堤の位置については施行者として住民の意向等を踏まえ十分に調整されていると認められることから、本計画は妥当なものと考えてございます。

次に、②番の「堤防外にある業務区画の避難方法や避難施設について、また防潮堤の陸間に係る構造や避難方法について、事業計画に盛り込むこと」という趣旨の意見についてでございます。

事実確認についてですが、参考資料3の3ページ、図面3をあわせてご覧ください。意見書提出者の所在地の部分について見ますと、オレンジの線の道路が2本陸側に向かって延びてございまして、茶色の実線の防潮堤と交差しております。計画では、この2箇所には陸間が設置され、平時は通行できますが、災害時には閉鎖されることとなります。防潮堤には乗り越し階段を設置する予定でございまして、万が一逃げ遅れた場合でも防潮堤の内側へ避難することは可能となっております。また、町では、震災後の平成24年10月に七ヶ浜町避難計画を策定しており、当地区も含めて避難の方針等が示されてございます。事務局の見解としては、既に町において避難計画が策定されており、今後、防潮堤の整備やまちづくりに合わせ、住民に周知していく必要はあるものの、現段階で本事業計画を修正する必要性は無いと考えてございます。

次に、③番の「業務区画の突端から東方向と北方向に防波堤があり、これにより業務区画の津波被害が大きくなる恐れがあることから、県とすりあわせをし、対策を計画に盛ること」という趣旨の意見についてです。事実確認についてですが、参考資料3の3ページ、図面3とあわせてご覧ください。図にありますとおり、当該地区から2方向に防波堤が伸びているのがわかるかと思えます。この形状が結果的に津波の勢いを業務地区に集中させることになる、というのが意見書の趣旨です。この防波堤は、震災以前からこの位置に設置されており、津波により損壊しましたが、現在は原型どおり復旧されてございます。一方で津波に対する備えについてですが、①の項目でも説明したとおり、この区画の防潮堤については、地域住民の要望もあり、設置位置を後退させた経緯もございます。事務局の見解といたしましては、防潮堤の位置を決めるに当たっては、地域住民、港湾管理者である県、町等との間で協議を重ね、十分調整した上で事業計画を策定していると認められます。

次に、④番の「業務区画については、大雨の際に冠水する恐れがあり、排水計画と雨量別避難方法の提示を求める」という趣旨の意見についてです。事実確認ですが、参考資料3の4ページ、図面4をあわせてご覧ください。こちらは区画整理事業地区内の雨水排水計画となっております。緑の区域、青の区域、紫の区域と色分けしてございますが、それぞれの色の区域に降った雨水は、同じ色の矢印で示している排水ルートを通じ、自然流下で海へ放流する計画となっております。山側の雨水排水は意見提出者のいる業務区画へは流入しない計画となっております。また、この業務区画内の雨水については、道路側溝を通じ直ちに海に放流されますので、大雨時に当区画が冠水する可能性は低いものと考えております。事務局の見解としては、雨水排水の計画上、意見提出者の区画が冠水する恐れが低いことから、事業計画の修正をする必要はないと考えてございます。

次に、⑤番の「業務区画については夜間無人状態になる可能性が高く、防犯施設の設置を変更内容に加えるよう要望する」との意見についてです。事実確認についてですが、当区画は、商業・業務用地であることから、夜間人口については想定してございません。そのため、当区画の防犯施設の設置については、住民の安全な生活の確保のためというよりも事業主の財産保護という意味合いが強いことから、事務局の見解にあるとおり、区画整理事業の事業計画によるものではなく、原則、自助努力により解決すべきものと考えてございます。

これで議案第 2319 号に関する御説明を終わります。御審議の程よろしくお願いいたします。

○森杉議長 はい、ありがとうございました。それでは、御質問も含めて、この意見を採択すべきか、採択すべきでないかと、そういう審議をお願いいたします。原案は、説明がございましたとおり、いずれの意見も採択すべきでない、というのが原案でございます。よろしく御審議の程をお願いいたします。

はい、どうぞ。

○佐々木委員 ①で、防潮堤の位置を内陸の方に後退させた。そのときに、周辺の住民との調整により後退したという経緯があったのですが、この時に、この地権者の意見は当時なかったのか、まず一つ確認させてください。

○森杉議長 お願いします。

○事務局（尾形都市計画課長） はい。意見書を出された方は、この地区で事業を営んでいる方でございます。全ての地元の方々とお話をさせていただいて、防潮堤を引かせていただいたというふう聞いております。

○森杉議長 はい、どうぞ。

○佐々木委員 ですから、後退した時点でも、この地権者の納得が得られないまま後退したのかということを確認したかったのですが。

○事務局（尾形都市計画課長） 防潮堤の位置については、御不満はないものというふう伺っております。

○佐々木委員 はい、いいです。

○森杉議長 ございませんか。よろしゅうございますか。御意見がないようですので、これは原案どおり、採択すべきではないということに御異議はないものと考えますが、御意見はございませんか。よろしゅうございますか。

それでは、お諮りいたします。採択すべきでないとする原案に御異議はございませんか。

[「なし」という声]

○森杉議長 よろしゅうございますか。はい、ありがとうございます。それでは、御異議ないものと認め、採択すべきでないと決定いたします。

【議決】議案第 2319 号：意見書に係る意見を採択すべきでない。（賛成 14 名，反対 0 名）

議案第 2320 号 仙塩広域都市計画事業仙台市蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画変更に対する意見書について

○森杉議長 次の議案に参ります。2320 号「仙塩広域都市計画事業仙台市蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画変更に対する意見書について」を議題といたします。本議案は、土地区画整理法第 136 の 3 の大都市の特例により、そういう特例がございまして、仙台市長から付議されたものです。議案の説明は、事業の概要と意見書の要旨の二部に分け、事務局から説明いただきます。事業の概要については仙台市から、意見書の要旨については宮城県の方から、それぞれ説明を受けまして、それぞれについて質疑を行った後、この意見を採択すべきか、採択すべきでないかについての議決を行うこととなります。こういうことでございますので、仙台市からの御説明をいただく、こういうことです。皆様、この件につきまして、御意見、御質問はございませんか。よろしゅうございますか。

[「はい」と発言する者あり]

○森杉議長 それでは、その様に進めさせていただきます。カメラは先ほどと同じように。よろしゅうございますか。それでは、事業の概要について、仙台市から御説明のほどよろしく願います。

○事務局（小高仙台市復興まちづくり部長） はい。仙台市復興事業局復興まちづくり部長の小高と申します。よろしく願いいたします。失礼して座って説明をさせていただきます。私からは、蒲生北部地区被災市街地復興土地区画整理事業の概要と第 1 回事業計画変更の概要について御説明申し上げます。議案書 40 ページ以降に事業計画書第 1 回変更案を載せてございますが、はじめに議案書の 56 ページをご覧いただきたいと思っております。こちらが地区の位置図になりますけれども、図の右側、仙台塩釜港仙台港区臨港地区と七北田川に挟まれた場所でございます。東側は河川堤防を挟んで蒲生干潟と隣接する地区でございます。本地区は、仙台市震災復興計画に基づきまして、平成 23 年 12 月に災害危険区域に指定をいたしまして防災集団移転促進事業を進めているところでございます。議案書の一番後ろ、61 ページに市街化予想図をつけてございますが、本地区は被災前の住宅と業務系建物が混在する土地利用から業務系土地利用への転換を図るため、土地区画整理事業により都市基盤の再整備と土地の整理集約を図るものでございまして、

平成 26 年 4 月 1 日に事業計画を決定し、現在事業を進めているものでございます。

それでは参考資料 1 により概要を御説明したいと思います。15 ページをご覧ください。こちらに事業の概要をお示ししてございますが、当初事業計画決定時からの変更箇所を 2 段書きにしております。上段赤字が変更前、下の黒字が変更後となっております。3 の施行地区の面積につきましては、後ほど御説明をいたしますが、92.1 ha に変更してございます。4 の施行期間につきましては、平成 26 年度から平成 33 年度までと変わりはございません。おめくりいただきまして、16 ページでございますが、都市計画決定状況につきましては、地区面積が変更になったことによりまして、構成比、パーセントが変わってございます。

次に、設計の概要について御説明いたします。はじめに事業の目的でございますが、先ほど申し上げましたように、被災前の住宅と業務系建物が混在する土地利用から、業務系土地利用への転換を図るために、土地区画整理事業により都市基盤の再整備と土地の整理集約を行うものでございます。17 ページになりますが、総事業費は約 102 億円、平均減歩率は 13.96 %、建築物戸数は 172 戸となっております。うち要移転戸数は 55 戸でございます。建築物の内訳は表のとおりでございます。最終的に現地に居住を希望される方は、現時点の見込では 13 戸となっております。次に、設計の概要ですが、参考資料 3 の 5 ページ、図面 5 をあわせてご覧いただければと思います。図面の方で黄色く着色された箇所が宮城県で整備をする河川堤防でございます。この河川堤防の内側が区画整理事業の施行地区となっております。地区中央に幹線道路を配置いたしまして、業務系土地利用に必要な道路網の再整備を行うとともに、貞山堀遺構や蒲生干潟に配慮した公園・緑地の集約整理を行います。

次に、土地利用でございますが、地区全体が災害危険区域に指定されておりますことから、非可住を前提とした業務系土地利用を基本としてございます。地区の西側は、可能な限り移転対象建物を少なくしつつ、できるだけ街区の整形化を図り、中小規模の街区といたします。地区中央の北側は、既存の工業団地の街区をそのまま活かしつつ、住宅跡地の混在を解消するため、土地の整理、集約を行います。地区中央部南側及び地区東側につきましては、区画道路の配置を最小限に留めまして、大街区化を図ることとしてございます。

次に、公共施設の整備計画について御説明いたします。まず、道路につきましては、地区西側の県道塩釜亙理線から中央部を東西に貫き臨港道路に接続する、幅員 21 m の幹線道路を整備し、業務系土地利用の促進と地区内へのアクセス向上を図りますとともに、災害時の避難ルートとしての機能を確保いたします。また、幅員 14 m の準幹線道路を整備し、幹線道路からの円滑なアクセスを確保いたしますほか、幅員 9 m を基本とする区画道路を適切に配置いたします。このほか、貞山堀跡の緑地部に、歩行者専用道路を整備いたします。道路の変更箇所につきましても後ほど御説明いたします。次に、公園・緑地でございますが、公園につきましては、地区面積の 3 % 以上を確保しながら、業務系の土地利用にあわせて、2 箇所の近隣公園として再配置いたします。緑地につきましては、貞山堀跡の保全と蒲生干潟の自然環境に配慮するために、地区東側に再配置いたします。公園、緑地につきましても一部変更となっておりますので、後ほど御説明いたします。整地計画及び建物移転、移設計画につきましては、建物移転ができるだけ少なくなるように、基本的に前面道路の高さにあわせて整地を行い、局所的に低い箇所等については、雨水排水計画と合わせた盛土を行う計画としてございます。最後に、供給処理施設計画でございま

すが、ガスにつきましては、将来的な土地利用を想定し、幹線道路等に中圧管を他事業で布設することに変更をしてございます。区画整理事業の概要は、以上でございます。

続きまして、第1回事業計画変更の概要について御説明いたします。同じく参考資料1の20ページをお開きください。今回の事業計画変更は、地区東側の施行地区界となっていた河川堤防の位置が変更されたことと、防災集団移転事業による土地の買取りや地権者の意向把握が進んだこと等を踏まえまして見直しを行うものでございます。経過につきましては表1をご覧ください。平成26年2月6日の第170回宮城県都市計画審議会において、当初事業計画に対する意見書の採択について御審議をいただきまして、不採択の議決をいただきました。それを受けまして、平成26年3月13日に事業計画の認可をいただきまして、4月1日に当初事業計画が決定したところでございます。以後、本市におきましては、事業に関する説明会や仮換地案作成に向けた意向調査、個別説明会等を行いまして、権利者の意向の把握を進めますとともに、移転跡地の買取りにつきましても継続して行ってきたところでございます。一方で、宮城県による河川堤防位置の見直しも進められ、昨年12月から本年1月にかけて宮城県による説明会も開催されまして、堤防計画の変更が固められてきたところでございます。それらを踏まえまして、本市では、本年2月より、事業計画変更を前提として、必要な施行区域、公園、緑地の都市計画変更の手続きを進めて参りまして、4月22日に都市計画変更の告示を行ったところでございます。

では、事業計画の具体的変更内容でございますが、はじめに河川堤防計画の変更に伴う変更について御説明いたします。21ページをお開きください。こちらは、河川堤防計画の変更図でございますが、東日本大震災の津波により既存の堤防の湾曲部が破堤したことと、干潟も壊滅的な被害を受けたことから、当初宮城県では黄色のラインで復旧するよう計画されておりました。しかしながら、その後、干潟の環境が回復され、また干潟が国指定の鳥獣保護区特別保護地区であることも考慮いたしまして、宮城県では干潟環境の保全に対し一定の配慮をする必要があると判断し、当初計画から約80m陸側へ移動したピンクのラインで整備する計画に変更されました。そのため、22ページになりますが、土地区画整理事業は河川堤防を施行区域界としておりますことから、図右側の赤で囲っている部分ですが、区画整理の区域界を青の破線から赤の破線に変更いたしまして、あわせて施行面積も96.4haから92.1haに変更をするものでございます。また、これに伴いまして、河川堤防に沿って配置する緑地と、緑地に隣接する区画道路につきましても、図のように変更いたします。黄色でお示ししている部分が変更前の現計画になります。また、図中央部の囲みになりますけれども、施行地区面積の減少に伴いまして、公園の面積、形状と区画道路の形状を変更いたします。23ページにそれぞれの拡大図を載せてございます。

続いて、防災集団移転促進事業の買取り状況、地権者意向調査結果等を踏まえた変更箇所でございます。24ページをお開きください。はじめに図の左側の上の方、区画道路を3か所囲っている箇所がございますけれども、これらは、地権者の意向調査、建物の現地調査、それと防災集団移転促進事業による買取りの進捗を踏まえまして、道路の線形を見直すものでございます。次に、左下の公園の部分の囲みの箇所になりますけれども、隣接する画地の整形化と歩行者専用道路の廃止により公園の形状を変更するものでございます。あわせて、公園に隣接する区画道路も変更いたします。なお、この公園の引き出しの部分で「1号公園の面積形状の変更」というふうに記載してございますが、面積は変更ございませんので、正しくは「1号公園の形状変更」とい

うふうになります。申し訳ございませんが訂正をお願いいたします。最後が、右側の下の方の囲みの区画道路でございますが、こちらは、走行性、安全性を考慮し線形の見直しを行うものでございます。25 ページ、26 ページにそれぞれの拡大図を載せてございます。27 ページ以降は、これまで説明した変更内容を踏まえまして施行前後の地籍、保留地の予定地積、公共施設別調書の新旧対照表を載せてございます。蒲生北部地区に関する仙台市からの説明は以上でございます。

○森杉議長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、事業の概要ですが、御質問がございましたらどうぞ。

よろしゅうございますか。どうぞ。

○伊藤（直）委員 あのこれは確認ですが、一つだけ確認させて下さい。これは参考資料1の21ページですか。この河川堤防の計画が80m、今度は西側の方に移動したというふうなことで、この説明文の中にですね、2回の地元説明会等を経てというふうなことがございますが、この2回の説明会では、例えばどんな意見が出されたのか、その辺がありましたら御紹介願いたいのですが。

○森杉議長 ちょっと私の方からも関連して。2回の説明会の後、なぜこの様に今回変更されたのかも、いっしょにお伺いしたいと思います。

○事務局（久保田土木部技監） では、宮城県の方から説明会の内容を御説明申し上げます。堤防の位置を変更したのは、先ほど仙台市さんから御説明がありましたとおり、蒲生干潟のですね、自然環境が回復してきたということをつまえての位置の変更となっております。これに関してはですね、堤防のことに関しましては、やはり干潟に隣接をしているということで、やはり環境に配慮した形をですね、考慮して欲しいという意見がございました。また、環境に配慮するという点でですね、もっと堤防を内陸側のほうにずっと退けないのかというふうな御意見もございました。また、あとそれに関連しまして、今回の事案であります区画整理事業に関連しまして、どのような形でですね、一番皆さん気になっております、減歩がどのようになるのかというふうな御質問もございましたけれども、まだ河川計画のお話でしたので、そこに関しては仙台市さんで検討してございますというふうなことでお話申し上げたところでございます。あと、森杉委員の御質問をちょっと聞きそびれてしまいましたので、もう一度。申し訳ございませんけれども。

○森杉議長 今回の堤防が80m陸側に移った理由はどういう理由ですか、という質問です。さっき伺ったとおりで分かりました。

○事務局（久保田土木部技監） よろしいですか。申し訳ございません。

○森杉議長 よろしゅうございますか。はい、どうぞ。

○内田委員 はい。変更箇所について、それぞれ理由があって、干潟の面積を広げるとか、道路を色々ジグザグしていたのをまっすぐの方向にするとかというのは分かったんですけども、中央部分の公園のところを施行地区面積の減少に伴う公園区画道路の形状変更とあるんですが、これに関してだけ、他の理由はそういう理由だなというのは納得できるんですけど、真ん中の公園だけなぜこれを形を変えなきゃいけないのか、あまり意味というか、理由が明確に分からないので、もう少し詳しく説明していただければと思います。

○事務局（仙台市小高復興まちづくり部長） はい。あの公園の面積は地区面積の3%以上を確保するということになってございまして、地区全体の面積が少なくなったぶん、公園の面積も減らすことが可能になりまして、それをこの真ん中の公園で減らしたということでございます。それに合わせまして、あの隣接する道路とかにつきましても地権者さんの意向なんかを伺った中で、こういった形にするのが一番良いのではないかとということで変更させていただいたところでございます。

○内田委員 緑地が3%であればOKということで、それにあわせて変えた。まあ、それ以外の土地は緑地以外で有効利用しようということの考えに基づいて変更したということですよ。わかりました。

○事務局（仙台市小高復興まちづくり部長） そういうことでございます。

○森杉議長 よろしゅうございますか。

○佐々木委員 ひとつだけ。

○森杉委員 はい、どうぞ。

○佐々木委員 あの、21ページの画を見ているんですが、下の横断を見ますとですね、なんかちょっと読みづらいのですが、この堤防変更で赤の部分が変更部分だということで、これはいわゆる道路として堤防と道路を兼用する場所ではないのですか。まず、その確認をさせて下さい。

○事務局（久保田土木部技監） はい。お答えいたします。この黄色の台形の形並びに左側の赤で塗られた形のものについては、あくまで河川の堤防というふうな形の画の方になってございます。

○佐々木委員 いいですか。

○森杉議長 はい、どうぞ。

○佐々木委員 あくまでも堤防だということは理解できるのですが、いわゆる車が通れないのかど

うかいうことの確認だったのですが。

○事務局（久保田土木部技監） 堤防上はですね、一般の車両とあと歩行者等の通れるというふうな形にはなっておりますけれども、最終的には環境サイドの方とお話ししましてですね、やはりあの干潟を守るために常時、車が通れるようにした方が良いのか、それともやはり通さないで歩行者だけにした方が良いのかですね、その辺については、これから環境サイドと詰めていきたいと思っています。

○佐々木委員 あの、いわゆる天端での幅が、幅員があまり細かく読み取れないので、幅員がどれくらいあるのかなということだったんですけど。ただ、その今回内陸に 80 m 振ったことによって、この平面図でいえば下の方の R がだんだんきつくなっていくんですね。これ。振られたことによって。今の答弁だと将来的には車も通すといった話ですと、ちょっとこの設計で大丈夫のかなという、まあ詳細設計の段階ではないので、あまり無駄な話かもしれませんが、段々こきつくなっていくよねという思いがしたものですから、ちょっとその確認だけさせてください。

○事務局（久保田土木部技監） はい、幅員につきましてはですね、ちょっと図が見えにくくて申し訳ございませんけれども、4 m を計上してございます。図面があつ縮尺の関係でわかりにくいとは思うのですが、基本、我々の河川管理の通路ということで、河川パトロールの車が通れるという形での法線の確保しているということでございます。

○佐々木委員 わかりました。

○森杉議長 ほかにどうぞ。よろしいですか。それでは、御説明についての御質問は終わります。次に、意見書の要旨について御説明をお願いします。

○事務局（尾形都市計画課長） それでは、議案書の 30 ページをお開き願います。議案第 2320 号「仙塩広域都市計画事業仙台市蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業計画変更に対する意見書について」を御説明いたします。議案第 2320 号は、仙塩広域都市計画事業仙台市蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業計画変更に対する意見書について、採択すべきか、採択すべきでないか議決を求めるものであります。

議案書の 32 ページをお開きください。先ほど仙台市からも説明ありましたが、事業計画に対する意見書の写しとなっております。参考資料 2 の 4 ページとあわせてご覧いただきたいと思っております。仙台市蒲生北部地区の意見書は 5 通提出されております。意見書提出者の住所、氏名につきましては黒塗りとさせていただいておりますが、それぞれの意見書を区別するために、右肩にアルファベットを記載しております。議案書 32 ページが A の意見書、34 ページが B の意見書、36 から 37 ページが C の意見書、38 から 39 ページが D の意見書となっております。5 番目の意見書 E につきましては、参考資料 2 の 4 ページの（3）の表中にありますように、提出者の住所が施行地区外であり、地区内の土地に関わる利害関係者に該当しないことから、本件議案として

付議する意見書は4通としてございます。なお、意見書Eにつきましては、参考資料2の18ページ、19ページ、20ページに参考として掲載してございます。

参考資料2の5ページをお開き願います。議案書の意見書には、先ほどの七ヶ浜町の案件と同じように、論点ごとに赤字の丸数字で番号を振っております。それを整理したものが5ページから6ページの表になります。例えば、意見書Aにつきましては、A-①の1項目、意見書Bにつきましては、B-①の1項目、意見書Cにつきましては、C-①からC-⑨までの9項目というふうに並べており、さらに項目毎のテーマにつきまして右列の分類に整理してございます。

次に、7ページをお開きください。こちらは先ほど意見書ごとに並べていました要旨を、分類ごとに並び変えたものでございます。分類につきましては、大分類において、「Ⅰ 事業計画の内容に関する意見」と「Ⅱ 事業計画の内容以外に関する意見」に分けてございます。さらに中分類、小分類に分類し、該当する意見を意見書番号の欄に、B-①、C-①等と記載しております。それでは、意見書の内容につきまして、この分類に沿って御説明いたします。

8ページをお開き願います。「Ⅰ-1 区画道路について」、B-①の意見でございます。意見の要旨としては、「計画では車道が廃止になり、今までどおりの土地利用ができなくなるので、換地に反対する」というものでございます。この意見につきましては補足資料がございまして、参考資料3の図面6をご覧ください。意見書提出者の土地の位置を赤で示しております。このあたりは津波により建物が流出しているところで当該土地には現在建物はありませんが、意見書提出者は、この位置に土地を持ち続けたいとの意向であります。事実確認の結果についてですが、当地区は津波被害が大きいことから、災害危険区域に指定し防災集団移転促進事業を進めているところであります。跡地については、仙台市の復興計画等に基づき業務系の土地利用を前提として整備することとし、特に地区の東側につきましては、大区画化を図ることから区画道路は最小限の配置となっております。この方針につきましては、本事業の当初認可の段階から一貫して住民に説明し、住民に対して理解を求めているところであります。事務局の見解についてですが、本事業の施行区域は、災害危険区域となり、住居の用に供する建築物の新築、増改築ができないエリアであり、仙台市の復興計画等では、仙台港との近接性を生かし産業集積を図っていくエリアとして整備することとし、その方向性に沿って整地や道路の配置をすることとした、本事業計画は妥当なものであると考えております。なお、意見書提出者に対しては、今後の仮換地指定手続きの中で、換地の方針について丁寧に説明していくべきと考えてございます。

次に9ページをお開きください。「Ⅰ-2 避難施設等について」のC-①の意見です。意見の要旨としては、「幹線道路で避難するとしているが、車避難は2割と想定していることから、避難施設等が必須である」というものであります。事実確認の結果ですが、参考資料3の図面5とあわせてご覧ください。当地区の幹線道路は図面の茶色の道路となりますが、地区のアクセス向上に加え避難ルートとしての機能を併せ持つものと位置づけており、内陸方向への避難を容易にするため地区の東西を貫くように設置し、幅員についても21mとしております。また、避難施設のあり方については、仙台市は今後の土地利用の進展を見ながら検討していくとしております。事務局の見解としては、避難方法や避難施設については、自治体が地域の実情等を踏まえ総合的に計画を策定するものであり、現時点では確定していないものの、今後土地利用の進展を見ながら検討していくとしている仙台市の方針は妥当であると考えております。なお、市において

は、検討した結果について、きめ細かく周知し理解を得ていくべきと考えております。

次のC-③の意見も避難施設等に関するもので、「公園については緊急避難を考慮した高台にすべき」というものであります。事実確認の結果についてですが、当地区の公園につきましても、これまでの街区公園と近隣公園を集約し2ヶ所の近隣公園として整備することとしております。また、公園を含めた避難施設のあり方につきましては、先ほどの意見のとおり、仙台市が今後の土地利用の進展を見ながら検討していくとしております。事務局の見解としては、先ほどの見解と同様に、今後の土地利用の進展を見ながら検討していくとしている仙台市の方針は妥当であると考えております。

次に10ページをお開きください。「I-3 水路について」のC-⑥の意見でございます。意見の要旨としては、「津波の浸水速度を弱め貯水池の役目も果たせるので、貞山堀を再現すべき」というものであります。事実確認の結果ですが、参考資料3の図面7とあわせてご覧ください。図面7は計画している水路、緑地の位置図となっております。図面の中央にある薄い緑の縦の太線が緑地、同じように青色の細い縦線が水路の予定地であります。この緑地の場所にはかつて貞山堀がございました。それが仙台塩釜港仙台港区が整備された際に廃止され、その跡地が水路及び緑地として残されておりました。その位置は、本事業で計画している水路及び緑地の位置と同じであり、震災前と同様に同じ位置で保存する計画としております。なお、県の貞山運河再生・復興ビジョンでは、遺構の復元については社会的な機運の高まりを期待し長期的に取り組んでいくとしております。事務局の見解でございますが、本事業計画では貞山運河跡地を震災前と同様に緑地及び水路として保存することとしており、歴史遺構の保全に配慮されたものと認められます。なお、当地区における土地区画整理事業は、早期に整備すべき復興事業として進めているものであり、貞山運河の復元につきましては、本事業とは切り離して長期的な取組みとして議論されるべきと考えております。

次に、11ページをお開き願います。ここからは「II 事業計画の内容以外に関する意見」として分類されたものになります。まず、C-⑨、D-③につきましては、意見の要旨にあるとおり、いずれも土地区画整理事業の実施そのものに反対しているという意見でございます。事実確認の結果についてですが、当地区は津波被害の危険性が高いことから防災集団移転事業を進めており、本事業はその移転後の跡地について業務系の土地利用のための整備を進めることを目的としております。なお、本事業を実施するにあたっては、その区域について仙台市の都市計画決定により定めた上で事業の認可を得ているものであり、その経緯については「(2)本土地区画整理事業の都市計画決定の経緯」にまとめてございます。事務局の見解としましては、本事業の実施は都市計画決定に基づくものであり、都市計画において定められた事項については意見できないとした土地区画整理法に基づき、当意見については審議の対象とすべきではないと考えてございます。

次に、12ページをお開きください。C-②、「都市計画道路が養魚場に近接し業務に支障が生じることから、道路位置の変更が必要」という意見でございます。事実確認の結果についてですが、参考資料3の図面8とあわせてご覧ください。茶色の線が予定されている都市計画道路、青で塗りつぶされているところが震災前の養魚場の位置となります。当該道路は地区内のアクセス向上と避難ルートとしての機能を併せ持つものとして位置づけられ、平成26年2月4日の都市

計画決定により位置や幅員が決められております。事務局の見解についてですが、当該道路の位置等については都市計画決定により定められたものであることから、都市計画決定事項について意見できないとした土地区画整理法に基づき、当意見については審議の対象とすべきではないと考えます。なお、養魚場の経営者からは事業再開の意向を確認しており、現位置を基本とした再開に向けて調整を行っていることを申し添えておきます。

次に、13 ページをお開きください。C-⑤、「防潮堤西側に計画している緑地のため養魚場の面積が狭くなっていることから、養魚場の再開に考慮した緑地の整備をすべき」という意見です。事実確認の結果についてですが、これも参考資料3の図面8とあわせてご覧ください。ピンクの帯が河川堤防の予定地となります。その河川堤防に接して薄緑の帯がありますが、これが新たに整備する緑地で業務系区域と蒲生干潟との間の緩衝帯として、平成27年4月22日の都市計画決定告示で当該位置に幅25mを確保し整備することとしております。事務局の見解についてですが、緑地の位置については先ほどの都市計画道路の場合と同様に、都市計画決定により定められたものであることから、都市計画決定事項について意見できないとした土地区画整理法に基づき、当意見については審議の対象とすべきではないと考えます。

次に、14 ページをお開きください。A-①の意見、「養魚場を再開するために、防潮堤に排水路と水門の設置を要望する」という意見です。事実確認の結果についてですが、これも参考資料3の図面8とあわせてご覧ください。旧養魚場の右下に赤い線で排水樋門位置としてございますが、これが震災以前に設置されていた排水樋門であり養魚場の排水にも利用されておりました。この排水樋門の復旧については、本件意見書とは別に、県の河川課の方にも要望が上がっておりまして、現在管理方法等も含め県及び仙台市の間で検討が行われてございます。事務局の見解についてですが、水門の設置等については県の河川堤防整備事業に対する御意見であり、本区画整理事業に対する意見でないことから、当意見については審議の対象とすべきではないと考えます。

C-⑦でございます。「事業完了後にどれくらいの税収があげられるのか」という意見についてですが、事業完了後の税収の問題については、本区画整理事業の事業計画に対する意見ではないことから、当意見については審議の対象とすべきではないと考えます。

次に、15 ページをお開きください。C-⑧の「災害危険区域を解除してほしい」という意見ですが、災害危険区域については仙台市の条例で定められていることであり、本区画整理事業に対する意見と言えないことから、当意見については審議の対象とすべきではないと考えます。

次に、16 ページをお開きください。D-①の「法律で規定する者だけでなく、多くの人の意見を聞くべきである」という意見についてですが、都市計画審議会で審議する事項は法で定められているものであり、意見の内容は法制度そのものに対する意見であることから、当意見については審議の対象とすべきではないと考えております。

次に17 ページをお開きください。D-④とC-④の意見、「高砂の中高生で考える防潮堤の会の意見を反映させるべき」という意見です。事実確認の結果についてですが、参考資料3の図面9とあわせてご覧ください。高砂の中高生で考える防潮堤の会は、蒲生地区の復興について独自の提案書をまとめあげ、河川管理者である宮城県や区画整理事業の施行者である仙台市に提案して参りました。その提案の内容が図面9の画になります。宮城県は新たに整備する河川堤防の位置を決めるに当たり、この防潮堤の会の方々も含め地元住民や環境団体の方々とも意見交換をし、

最終的にこれまでの河川堤防の位置から最大 80 m 内陸側へ移すこととしております。仙台市におきましても、蒲生北部地区を業務系土地利用へ転換するという事業目的としながらも、蒲生干潟の自然や貞山堀跡の保全に配慮した事業計画としております。事務局の見解ですが、蒲生北部地区の整備にあたりましては、県及び市は地域住民をはじめとする多くの方々と調整し計画をしてきたものと認められることから、本事業計画は妥当なものであると考えます。

次に、D-②の意見、「事業の執行について正しい情報伝達がされていない」という意見でございます。事実確認の結果としては、仙台市ではこれまでも計画の重要な事項については住民説明会を開催するとともに、個別の意見や意向を確認するための相談会も実施してございます。また、平成 25 年 5 月からほぼ毎月、「区画整理だより」を発行するなど情報提供に努めてきております。事務局の見解ですが、事業に係る情報提供の問題は事業計画そのものに対する意見ではないことから、当意見については審議の対象とすべきではないと考えます。

以上で議案第 2320 号に関する説明を終わります。御審議の程よろしくお願いいたします。

○森杉議長 ただいま、意見書の要旨と事務局の原案を御説明をいただきました。その質問も含めて、御審議の程をよろしくお願いいたします。

たくさんの意見書がありまして、個別に一つ一つの審議するのはちょっと差し支える、ちょっと後回しにして、まずはランダムに、問題点をお持ちの御意見、あるいは御質問のあるようなところを自由に御発言下さい。その後に必要なに応じて、改めて個別の意見書の採択か、採択でないかの御意見をお伺いするような可能性があります。あまり御意見がないようでしたら、一括した格好での意見採択か否かの採決をお願いしたい、こんなふうに思っております。どうぞ御発言下さい。

はい、どうぞ。

○桑原委員 今回の意見書の中の、例えば、C-①の幹線道路の避難の問題とかですね、それから、その前のページのB-①の車道廃止の問題とか、それから公園の位置とか、そういうものにつきましては、先ほどの御説明の今回の計画変更とは、どうリンクするのかわかりにくかったんですね。計画変更の中身とはちょっと違うような気がしたので、こことの関係をちょっと教えて下さい。

○森杉議長 はい、お願いします。

○事務局（尾形都市計画課長） はい。参考資料 2 の、8 ページ、9 ページに書かせていただいておりますけれども、事実確認の結果の一番上のところでですね、事業計画の変更箇所に対する意見ではないというふうに書かせていただいております。ただあの、当審議会では変更箇所に関わらないものを排除するものではなく、一定の手続きを経て進んでおりますので、意見書提出のあったものについては、すべて審議会に出ささせていただきたいと考えておりまして、今回出ささせていただいたものです。

○森杉委員 今の点、もう一回ちょっと確認したい。はい、どうぞ先生。

○桑原委員 そうすると今回の計画変更には直接関わらないものであっても、意見についてはここに出させていただいたと、いうことで良いですね。

○事務局（尾形都市計画課長） はい、その通りでございます。

○桑原委員 わかりました。もう一つちょっと細かな質問なのですが、意見書の中のC-①で、幹線道路の幅員 21 m用意してあるので、避難は問題ないというふうに書かれておりますが、具体的に、ここの地区の人たちが避難するのにどのくらいの需要がきて、幅員 21 mの道路で大丈夫といった御検討は十分されたのでしょうか。

○事務局（仙台市小高復興まちづくり部長） はい。あの幹線道路を使つての西側への避難ということで今考えてございますけれども、ここまだ企業が立地してきていないという状況もございまして、どのくらいの避難の人、あるいは車なりが出てくるかというのは、これからですね、明らかになっていくというようなところもございます。それから、地区外にどういった施設ができるのかというのも、これからの進捗状況によって出てくるものでございますから、我々今想定しておりますのは、この幹線道路を使った西側への避難というものに加えまして、進出された企業様の建築物、そういったものも、避難施設として活用の可能性がないかというようなことも検討してございまして、それらこの地区の今後の進展を見ながらですね、総合的に考えていくことになるのかなというふうに考えてございます。

○事務局（仙台市石戸蒲生北部整備課長） なおですね。21 mの道路の車線構成なんですけど、3 mの車線、片側1車線ずつ2車線、確保したその外側にですね、2.5 mの停車帯相当の幅員を両側に配しておりますので、避難の際に止まってしまった車があったとしても、そこをすり抜けて動いてる車は動けるように、その様な考え方に基づいております。

○森杉議長 どうぞ。

○伊藤（直）委員 今に関連してなのですが、先ほどの案件もそうだったのですが、避難路とかあるいは避難施設、これを要請する意見が多かったのですね。そして、各市町村が作る、いわゆる避難マップといいますか、ああいうものに整合が図られているとそういう事業計画になっている訳なのですが、実際ですね、例えば避難路なり避難施設、こういったものの基本的な方針、先ほどは方針が妥当であるとそういったコメントが載っておりますが、考え方として、例えば何分でそういう避難施設に行けるとか、あるいは距離の問題とか、何かそういう新たな市街地を形成する上で、そういう何かコンセプトをもった避難対策、そういったものは御検討なのでしょうか。

○事務局（仙台市相沢復興事業局復興事業監） 先ほど、小高の方から申し上げましたとおり、具体の土地利用とあわせて、詳細は詰めたいというのが本当のところでございます。まずあの基本となる幹線道路が、通常の歩行による避難を想定したことを前提にしてございます。但し、最終的には防集対象になっておりますので、居住者はごく限られた方になりますので、日中の、いわゆる企業等にお勤めの方の避難ということになります。大半はそういうことでございますので、今後私どもの土地利用の進展の中で、企業さんとの協議の中です、建物を利用した避難のあり方、それ等を一緒にあわせて検討していきたいなというふうに考えているところでございまして、あの合理的なと言われると実はまだこれから検討途上ですので、事務局見解にもありましたとおり、今後の進出企業の土地利用とあわせて検討するというふうに考えてございます。

○伊藤（直）委員 まだ土地利用が具体化しない、そして来るものもまだ確定していないと、それは重々皆さん知っていると思います。ただ、そういう市街地を造るときに、例えば先ほど申し上げましたが、時間的な軸とか、あるいは距離の軸とか、あるいは民間の企業の方がそこにおいてになるときに、あるいは何か業務系の建物ができるといふときに、例えば地元の市、町さんのほうでは、その建物の進出する企業と、そういうふうな防災あるいは避難の取扱いについてこのような取組をしていくという何かをお持ちなのかな、というふうな思いでちょっとお尋ねしました。まあ、具体的なものはこれからということですから、ぜひ各地でこういうお話を耳にする訳でございますので、その方針作りというものを、ぜひ私どもとしても要望したいなというふうな気がいたしております。

○森杉議長 桑原先生、コメントをください。

○桑原委員 やっぱ避難の問題というのはすごく重要と思うんです。あの今回幹線道路の整備ということだけなのですけれども、避難というのは道路だけの問題じゃないですよ。今おっしゃったように建物を使った避難ですとか、あるいは車を使う、使わせないといった問題、色々な問題がありますので、ぜひ総合的にこの都市計画とあわせて避難による減災を考えていただきたいというふうに思います。

○森杉議長 どうぞ

○阿留多伎委員 すいません。あるいは、もうすでに議論をされているのかも知れないですけども、今回のAさん、Bさんの意見というのはですね、事業計画の変更に係る意見というよりは、換地がらみの意見ではないかというふうに感じるんですけども、まず換地計画の進み具合、決定具合、それから、このAさん、Bさんとの換地に関する調整状況について教えていただけますでしょうか。

○事務局（仙台市石戸蒲生北部整備課長） はい。個別の権利者の方々への説明は、あの昨年度末から本格的に始まって進んでおります。このAさん、Bさんにつきましても、こちらから色々な

説明の機会を設けさせていただくように働きかけておりますし、なかなかあの御希望に添えないということは確かにございますけれども、引き続きですね、鋭意、あのこちらの方から説明にあたるように努力して参りたいと思います。

○阿留多伎委員 見通しとしては御希望に添えていくような可能性はあるのでしょうか。あるいは、あの養魚場の場合ですね、かなり防潮堤に土地を譲渡されているのかと思うのですが、その分、敷地がどうか池が減っていると思うんですね。その減った分をこの方は、どこで確保しようとしているとか、そういうあたりの調整はどうなってますでしょうか。

○事務局（仙台市石戸蒲生北部整備課長） あの、特に養魚場につきましては権利者の方との話し合いを進めておりまして、その将来の計画とも整合するような中身で話を進めておるところです。

○森杉議長 その具体的な内容については、ちょっと色々差し支えがあるからここでは説明できないけれどもやっておりますと、こういうことですね。

○事務局（仙台市石戸蒲生北部整備課長） はい、そのとおりでございます。

○森杉議長 で、我慢していただけますか。

○阿留多伎委員 はい。あの見通しがあるということであれば我慢できますが。こちらの道路付きの件の方ですけれども、本来道路の付いている宅地の換地というものは、何らかの形で道路付きにした方が望ましいのではないかと考えるのですけれども、わざわざその道路を廃止してですね、道路のない宅地として換地をするということについては、地権者の方はどう考えておられるのでしょうか。

○事務局（仙台市石戸蒲生北部整備課長） だいたい地区の東半分はあの防災集団移転促進事業で市が買い上げさせていただきまして、集約的に大街区として配置するという方針でございます。逆に言えば、東側にあった従前の住宅用地を中心にですね西側の方に配置する計画でございまして、その西側の換地先につきましては当然一つ一つちゃんと接道した宅地として考えて参ります。東側につきましては、大きなブロックとして考えておりますので、この個別の宅地に向けたような細かな道路配置はしないということございまして、全体のその設計方針とその換地計画はリンクしていくような形で進めております。

○阿留多伎委員 今の御説明だと、Bさんの換地は西側の方のところにまわすということですが、先ほどの話だと、このBさんはこの場所にそのまま換地してくれとおっしゃっているということですので、市の大きな方針とBさんの意見はずれているということになりますね。この辺のずれというものは調整できるのか、それともBさんは、ずっとこちらの方に換地を求め続けられるのか、その辺の見通しを教えてください。

○事務局（仙台市石戸蒲生北部整備課長） あの現在は色々な形での説得と申しますか、色々なこちら側の思いを伝えるよう努力をしているところでございます、今日現在においてその納得いただいたというところでないのは正直なところなものですから、今後とも引き続き我々としてはがんばって参るというところでございます。

○森杉議長 どうぞ。

○阿留多伎委員 となると、将来的にはBさんの土地が残ってしまった場合、周りの仙台市の土地と一体的な土地利用をお願いするような形になる可能性もあるということになりますね。

○事務局（仙台市石戸蒲生北部整備課長） 現在の我々の方針としまして、この方の土地は西側に移動していただくという方針で、色々説明させていただくつもりであります。

○阿留多伎委員 わかりました。はい。

○森杉議長 どうぞ、違いますか。すいません。  
どうぞ御意見を、あるいは御質問をお願いします。はい、どうぞ。

○伊藤（直）委員 それではひとつ、あの子供さん方が防潮堤の会を作って色々御提案されたと。それに対して、行政側についてはそれらの提案も含めて地域の住民の方々、あるいは団体、県市との間で検討して、調整して今回の計画に至ったと、そういうふうな答えになっております。やはりこの時のですね、例えば行政側で反映されたと、あるいは提案を含めて色々検討したというふうなところをですね、少し事例をもって具体的な例をお話しいただくと非常に分かりやすいのではないかなというふうな気がするのですが、いかがでしょうか。

○事務局（仙台市小高復興まちづくり部長） はい。

○森杉議長 よろしく。

○事務局（仙台北高復興まちづくり市部長） あの、高校生の会様の方で気になさっていた、蒲生干潟でありますとか、貞山堀跡の保全というものに関しましては、その部分を緑地にする、あるいは緑地を配置して緩衝帯を設けるこういった配慮をさせていただいているところでございます。また、御提案のありましたその高砂神社につきましても、これはあの地区内にですね区画整理事業で換地をしてきちんと再建していただくというふうに考えておるところでございます。それからあの慰霊塔でありますとか震災遺構のモニュメントですね、こちらにつきましても2号公園の中にですね設置する方向でございます、今検討を進めているところでございます。以上でございます。

○森杉議長 はい、どうぞ。

○佐々木委員 あの本当に夢のある画を描いていただいて、これが、都市計画、いわゆる今日の審議会の中では直接影響しないというか、内容以外に関する意見というまとめなのでありますけれども、でも考えてみますと、今お話のとおりいくらかでもこれを取り込んだという話の中ですら、実際にはこの画全体を見ますと、蒲生干潟を中心に画を描いているような感じがするんですね。いわゆる、あの区画整理区域内では今お話あったようなお答えでいいのかなと思いつながら、区画整理から外れた部分の蒲生干潟、これは都市計画事業でやる中身ではないということは理解するのですが、いくらかでも干潟の方でそういう考え方を拾うというか、市としてそういう考え方、あるいは蒲生干潟については、やはり自然をそのまま残すべきだという話があったりですね、色々な問題が介在していると思うのですが、その辺のところのちょっと見解をお聞かせいただけますか。

○事務局（久保田土木部技監） はい、では河川堤防の側での高校生意見の配慮についてちょっと御説明申し上げます。まずは堤防自体につきましては、この図面9で書いてありますとおり、中高生の皆様が堤防をですね、緑色に塗っておりますけれども、こういうふうな形で、自然の形を配慮して、また背後には木を植えてというふうな形で考えてございます。それにつきましては、私どもは津波対応という形で護岸する訳でございますけれども、上に土を持った形ですら、覆土と言いますけれども、そういった形で、そこに植生する等して環境に配慮するという形にしていきたいと思っておりますし、また、仙台市さんからもありましたが、堤防に沿った形で緑地も設けてまいりますので、そこについては一体となった形ですら、環境を作ってみたいと思っております。また、先ほどの意見書にもございました養魚場からの排水樋管ということで、高校生の方々も干潟への淡水の供給源ということで意見を出されております。そういうことも踏まえまして、河川としましても、従前から樋管がございまして、ここに提案のとおりですら、干潟に陸から水を供給してございましたので、設置する方向で今土地の所有者並びに仙台市さんとういう管理が良いのかということについて検討を進めているところでございます。また、ここは日本一低い山ということで、日和山ということでですら、干潟の側に、ここに描いてございますけれども、ここについては手を付けないで現在のものを残す等、様々なところでですら干潟の自然保護ということでは御協力していくということにしてございまして、また七北田川の堤防自体も、ずっとこの画よりももっと河口近くにできる訳でございますけれども、ここに描いてあるお地蔵様の移設もですら、お話ありましたことについても、我々も対応して参りたいということでございます。以上でございます。

○森杉議長 どうぞ。

○佐々木委員 まあ実際問題としていわゆる減歩であったり、あるいは相対的な工事費の問題であったりですら、なかなかこれすばらしい画なのだけでもこれ手を付けることは、まず地権者の皆さん、あるいは施行者側の市とか県も、直接この部分については手を付けられない、このとお

りの画はとともつくれませんよねという話は、具体には、考える会の皆さんにはそういう説明はされているんですか。

○事務局（久保田土木部技監） 高校生からはですね、度々、案がまとまる毎に、我々説明会というかこちら側に来ていただいでですね、色々写真とかこの図を使ってですね御説明いただいでいるところがございます。その場ですね、皆様の意見に関しましては、すべての案については採用は難しいけれども、色々御提案の趣旨についてはですね、採用できるものについてはできる限り対応していきたいというふうなことを申し上げているところがございます。

○森杉議長 どうぞ。

○佐々木委員 あのいくらかそういう方向性にあるのかなという思いはしながらも、やっぱり都市計画の区画整理事業というのは、その総体的にものを考えてトータルでやっていくとなかなかこういう事業には手を付けるのは難しいのではないのかなという思いがしますので、すべてその都市計画から、いわゆる区画整理から外れた地区の蒲生干潟の部分で、これは今日の審議会には直接は影響はされないのだと思うのですが、大いに考えた方が良いのではないのかなという思いがするものですから、今後の考え方として、そのまずこれは理解をいただいで、いわゆる区画整理から外の部分での考え方みたいなものは、今の段階では何か考えをもっていますか。

○事務局（久保田土木部技監） 今までもですね、我々としましては高校生からの御意見も伺っておりますし、また地域の方々とのお話の場もありますし、また学識経験者からもですね色々御意見いただいでいるところがございます。私どもといたしましても、やはりこの干潟というものはですね、自然環境としては、特に都市部に近いところで、この様な自然環境というのは全国的に言ってもですね、すばらしい地区だなと思ってございますので、極力影響の少ない様な形でですね、また防災上の安全を確保するという意味の堤防づくりもあわせてですね、これからも皆さんの意見を聴きながら進めて行きたいと思っているところがございます。

○森杉議長 よろしゅうございますか。わかりました。

これが終わったら休憩しますから、ゆっくり御質問のある場合は今どうそ。休憩しますので、あわてないで。もう、今決着付けましようと言わないで、御意見、御質問ある場合はどうぞ。

○森杉議長 よろしゅうございますか。それでは、たくさん案件がありますから、参考資料の2、8ページから、9、10、11、12、13、14、それから、15、16、17、これだけの案件の採択か不採択かを審議いたしたいと思ひます。それで、一つ一つ、今までの御意見を聴いていますと、基本的には事務局の見解にありますとおり、採択すべきでないという御意見であろうかと伺っております。しかし、一応ここにたくさん上がっておりますから、一つずつ私の方から申し上げて、それについての承諾のほどを、御異議がないということをお願いしたいと思ひしております。

○森杉議長 それでは、いきます。B-①，ええと，車道の問題と区画整理の換地の問題ですね。これも，採択すべきでないという御意見だと思います。よろしゅうございますね。

[「はい」の声]

○森杉議長 はい。C-①，避難路の件ですが，附帯意見にはならないかもしれませんが，避難路計画については十分な検討をという御意見をいただいたところでありますが，意見書そのものについては採択すべきでないという方向でよろしゅうございますね。

[「はい」の声]

○森杉議長 はい。C-③，公園について。これも避難路の考えとの連動であります，意見書そのものについては採択すべきでないという御意見だと考えます。よろしゅうございますね。

[「はい」の声]

○森杉議長 C-⑥。貯水池の貞山堀を再現すべきだと，この点についても復元の方向は，今回の区画整理とは連動しませんけど，今後検討を引き続き行いますということでありました。この意見書そのものは，区画整理の事業としては採択すべきではないと。こういう意見だと伺いました。よろしゅうございますね。

[異議の声なし]

○森杉議長 ええと，C-⑨とD-③。区画整理事業そのものへの反対意見でございますが，これは意見書を提出することはできないと，門前払いとなりますけど，これは都計審としてもこれは不可能ですので，こういう事務局の見解のとおり不採択とさせていただきます。

[異議の声なし]

○森杉議長 C-②，道路。養魚場との道路のことですが，これも養魚場の方々と審議しておられると言うことで大丈夫ということでございます。意見書の採択はしないという方向で，御同意いただいていると思います。

[異議の声なし]

○森杉議長 C-⑤。これも養魚場の問題ですね，あるいは緑地の問題ですね。これは都市計画で定めている事業だという形でやっていますが，実際には緑地，養魚場の業務再開との調整を色々とおられるということで，しかも緑地そのものは結構な方向ではないかという区画整理で

ありますので、意見書の採択はしない、ということとさせていただきます。

[異議の声なし]

○森杉議長 A-①。特に排水路と水門の関係ですが、これについても先ほど市の方から経過説明がありました。色々な配慮をしておられるということでございました。意見書そのものとしては、採択すべきでないというふうにさせていただきます。

[異議の声なし]

○森杉議長 それからC-⑦も、これは税収のことですが、これも関係ないので採択すべきでないとさせていただきます。

[異議の声なし]

○森杉議長 C-⑧。災害危険区域を解除して欲しい。これも区画整理ではない、これは仙台市の条例そのものでありますので、当審議会の審議事項ではありませんので、御意見として採択する訳には参りません。ということで、採択をしないという方向で決定いたします。

[異議の声なし]

○森杉議長 D-①。これも意見をたくさん言いたいというのですが、これは制度そのものに対する意見ですので、事業計画に関する意見ではありませんので、採択しないという方向で決定をさせていただきます。

[異議の声なし]

○森杉議長 D-④とC-④。これは、干潟の問題であります。だから区画整理ではないのですけれども、しかし非常に重要な関連する事項であるということで御意見もうかがいました。附帯意見に相当するような、今後も十分な合意形成をされながら、この干潟の養生あるいは保全に努めていただきたいという意見がございました。しかし、意見書としては採択すべきでないというふうな決定をさせていただきたいと思いますが、この件もよろしゅうございますね。

[異議の声なし]

○森杉議長 最後にD-②。公園の位置とか歴史的なものに関する情報のお話ですね。これも情報提供に対する意見ですが、もちろんこれは採択することができないような意見でありますので、採択すべきでないと格好での決定になりますが、情報の伝達をできるだけよろしくということ

やっていきたいというふうに、事務局の方の見解でもあります。

[異議の声なし]

○森杉議長 以上、すべての意見に対して採択すべきでないという決議をいたしたいと思いますが、御了承いただけますか。

[[「はい」の声]

○森杉議長 よろしゅうございますか。

[[「はい」の声]

○森杉議長 はい。それでは、今の御意見が御異議がないというふうにいただきましたので、採択すべきでないと決定いたします。よろしゅうございますね。

[[「はい」の声]

**【議決】議案第 2320 号：意見書に係る意見を採択すべきでない。(賛成 14 名、反対 0 名)**

○森杉議長 以上で本日予定していました審議案件はすべて終了しました。

これで休憩いたしますが、休憩した後行きたいのは、審議案件ではありませんが、前回の審議会において、名取市閑上地区の土地区画整理事業に関し平成 25 年 10 月に本審議会が名取市に対して建議をしたことについて、市がどのように対応されていたのか、あるいはされているのかということについての報告をお願いする予定しております。

ただし、その前に休憩に入りたいと思います。どの程度休憩しますか。

○事務局 今、3 時 15 分ですので、3 時 25 分再開ということでお願いたします。

○森杉議長 よろしゅうございますか。

○事務局 3 時 25 分まで休憩と言うことをお願いいたします。

○森杉議長 よろしく。3 時 25 分に再開いたします。

---

(休憩)

(阿留多伎委員，桑原委員，高橋委員 退席)

---

#### 4 報告事項

○森杉議長 再開いたします。先ほど言いましたように。今から事務局の方から御報告をお願いする件は、名取市閑上地区の区画整理事業、これについて平成 25 年 10 月に本審議会が名取市に建議をいたしました。これについて、市がどのように対応されているのかについての報告をお願いいたします。

○事務局（尾形都市計画課長） お手元にお配りしております「仙塩広域都市計画事業名取市閑上地区被災市街地復興土地区画整理事業における建議・附帯意見に対する取り組み」の資料をご覧くださいと思います。名取市閑上地区被災市街地復興土地区画整理事業につきましては、平成 25 年 11 月 22 日の事業認可後、平成 26 年 10 月には起工式を執り行い、その後、建物基礎の撤去等を行いながら盛土工事を進めており、災害公営住宅予定地や小中学校予定地及び防災集団移転予定地を優先的に施工し、被災者が一日でも早く再建できるよう取り組んできております。平成 25 年の 10 月から 11 月に行われた都市計画審議会では、土地区画整理事業に対する意見書について 3 回に亘り審議していただいております。その結果、提出された意見書については、採択すべきではないという議決をいただきましたが、同事業に対し建議・附帯意見が付されたことにつきましては、名取市としても大変重く受け止めているものと伺っております。

附された建議の内容ですが大きく 3 項目ありました。1 項目が、「住民の意向をきめ細かく把握すること」、2 項目が、「適切に計画に反映できるよう、客観的な立場から助言ができる第三者を入れた形で適切に民意調達ができる体制を構築すること」、3 項目が、「被災者の希望に応じた移転先が可能な限り確保されるよう、必要な計画の見直しを検討すること」であります。また、附帯意見としては建議の内容に加え、「被災者が生活再建できる場所が区画整理区域内に限られていること」、「その点について住民の合意が十分に形成されていないこと」、「多数の意見書が提出されるような事態を招かないよう円滑な事業の実施に努めること」が附されております。

それでは、これらの建議、附帯意見に対する、これまでの名取市の取組について御報告いたします。一番後ろにホチキス止めで A 4 横にまとめている資料がございますが、それとですね、資料 NO. 1 という資料をあわせて御覧いただきたいと思います。事業認可後、平成 26 年 1 月から 4 月にかけて 3 種類の住民意向調査を実施しております。土地区画整理事業地区内土地所有者に対しての「土地買取り希望確認調査」、名取市内の半壊以上の被災者に対しての「災害公営住宅の最終意向調査」、災害危険区域内居住者に対して「閑上地区の防集団地入居希望最終意向調査」をおこなって、平成 26 年 5 月現在の意向をとりまとめております。それが NO. 1 の表の一番左側、「26. 5」というところの数字になっております。その後、昨年 10 月に下増田地区の災害公営住宅の一般抽選が終了したことを受け、昨年 12 月から今年 3 月末にかけて、災害公営住宅入居希望者、地区外移転希望者を対象に、戸別訪問及び電話聞き取り調査を実施しており、平成 27 年 4 月現在としてまとめたものが、「①H 27. 4」という数字になっております。内容としましては、災害公営住宅入居希望者につきましては、まちづくり協議会の取り組みや災害公営住宅の整備スケジュール等を伝えるとともに、高柳地区の整備戸数に限りがあり、抽選から漏れた場合は、

閑上地区に入居していただく可能性があること、この際には、閑上地区の安全安心なまちづくりの計画であることを十分にお伝えしていると伺っております。地区外移転希望者につきましては、今後の生活再建に対する考え方をお伺いし、計画戸数の時点修正を適時行っております。これらの調査結果については、資料NO. 1のとおりでございますが、NO. 1の資料の説明をさせていただきます。

まず、「災害公営住宅の最終意向調査」を御説明いたします。この調査は、当初、市内の半壊以上の被災者 3,026 戸を対象に実施してございます。調査内容は、災害公営住宅入居を希望しますかどうか、希望するのであれば、閑上、下増田、高柳の3地区のいずれを希望しますかといったものでございました。中段の表、「H 26. 5」の欄をご覧ください。災害公営住宅入居を希望すると回答した方の合計は、赤色で着色している部分、675 戸となっております。入居先の希望につきましては、閑上 510 戸、下増田 89 戸、高柳 67 戸、入居を希望するが場所をきめられない方が 9 戸でございます。また、災害公営住宅を希望しないと回答しないとした方の合計は、青色で着色している部分、2,271 戸となっております。回答者の合計は、その下 2,946 戸となり、未回答者の 80 戸とあわせ 3,026 戸となります。

この結果を踏まえ、平成 26 年の 12 月から平成 27 年 3 月にかけて、個別訪問、先ほど申しましたが電話聞き取り調査等も実施し、その意向をまとめたのが「H 27. 4」欄の数字となっております。②としては、下増田地区の供給済戸数とありますけれども、下というか脇のところ※1のところに記載しておりますが、下増田の災害公営住宅は、従前に閑上ではなく下増田に居住されていた方のために整備したものでありますが、入居希望者が減ったため、計画戸数 92 戸のうち 52 戸のみが埋まったため、40 戸の空きが生じ、その 40 戸について、市内全域の被災者を対象として募集することとなったものでございます。入居希望、及び入居確定の数字をまとめたものが、その右、①+②合計の数字になります。参考までに、希望者の内訳を下の矢線図で、下の方に略図みたいなものを描いてございますけれども、従前の居住箇所別に示してございます。閑上地区 479 戸の内訳としては、地区内から 97 戸、赤いところ、災害危険区域から 327 戸、その他の地区から 55 戸が希望されています。高柳、下増田も同様に矢線で示してございます。表に戻りますと、合計欄の右に、現在の計画戸数を示しております。備考欄には、災害公営住宅希望者 675 戸に対する個別訪問を実施した結果、意向を確認できた 421 戸の内訳を記載しております。要するに、675 分の 421 戸に意向確認をした結果を入れております。なお、下の※2にありますとおり、再確認できなかった 675 から 421 を引いた 254 戸については、H 26. 5 の調査時点から意向の変化が無いものとして再集計しているところです。この結果をみますと、高柳の希望者が 100 戸に対して 110 戸と、依然多いことがわかります。また、全計画戸数については、計画戸数 716 戸に対して、入居希望は 720 戸となっており、現時点においては概ね妥当であると言えます。しかしながら、閑上の計画戸数 524 戸に対しては、現時点での意向は 479 戸であり、45 の差が生じております。

裏面をご覧ください。地区外移転希望者に対する個別訪問及び電話聞き取り調査について御説明します。前のページの表の中で、災害公営希望しないと回答した 2,271 戸のうち、閑上地区から地区外に移転したいとした方が 338 戸ございましたので、その方々を対象に、個別訪問や電話連絡を実施し、242 戸の意向を確認しました。その内訳が表のとおりとなります。地区外移転の

意向を変わずに示した方が、合計で 100 戸おります。災害公営住宅へ意向が変わった方が 24 名いらっしゃいます。また、区画整理地内への換地、防集団地へ行きたいと希望が変わった方も若干名見られます。既に再建済みの世帯が 67 戸ありましたが、このうち、後で説明しますが、名取市有地を分譲譲渡したお宅も 5 戸も含まれております。市では、調査ができなかった 96 戸、これは 338 から 242 を引いた数字ですが、あと意向確認がとれた方のうち、検討中の 15、未検討 26 を合わせた 137 戸につきましては、引き続き詳細な意向を確認し可能な限りニーズに応えられるよう対応していくと伺っております。

続きまして、名取市の取組みに戻っていただきますと、今お話したのは 1 枚目の①の②までのところですが、次は③の部分になりますが、このほか、仮設住宅集会所において、月に 1 回の割合でまちづくり相談会を開催しております。土地区画整理事業や災害公営住宅、土地の買取り、地区外移転、住宅再建支援に関する事等、被災者の生活再建に対する様々な悩みや不安の解消とあわせて、住民意向を細かく把握する様に努めまして、現在まで延べ 286 人から 296 件の相談を受けております。相談の内容としては、スーパー、銀行、医療施設等の立地や公共交通の路線確保等まちづくりに対するもの、災害公営住宅の募集方法、間取りや家賃等に関する事等、多岐にわたっております。これらについては、名取市庁内の関係課や関連団体との協議・調整を進め、対応できるものについては、今回の事業計画の変更において基本設計に反映させております。事務局としては、住民の意向の再確認等、その把握に努めていることは認められるものの、時間の経過により被災者の意向にも変化が見られることから、そのフォローアップと調査の継続は今後とも必要と考えております。

建議の 2 項目、表の②というところですが、「適切に計画に反映できるよう、客観的な立場から助言ができる第三者を入れた形で適切に民意調達ができる体制を構築すること」についてです。市では、住民が主体となってまちづくり等について議論ができる場の組織化についての支援、助言を行っており、この結果、平成 26 年 5 月 11 日に「閑上地区まちづくり協議会」を設立いたしました。本協議会では、NPO 法人都市デザインワークスや神戸まちづくり研究所、仙台高等専門学校の先生あるいは学生等が参加し、専門的な立場から助言や指導をいただいております。現在、本協議会の会員は、5 月末時点で 378 名ということで区域内で生活再建を希望している方の約 5 割の方が登録しております。今後とも、会員拡大に向け支援をしていくとのこととございます。本協議会においては、今まで、まちづくりビジョン、道路公園等や土地利用計画のあり方、公共施設や商業施設の配置計画、災害公営住宅の配置や間取り等について検討し、提案書という形で 3 回提案書を出してございます。本協議会からの提案書の内容につきましては、その内容を庁内で調整した上で、現時点で対応できるものについては、今回変更する事業計画に盛り込んでございます。NO. 2 の A 3 横の資料をお開きください。これらのまちづくり協議会からの提案書に基づく、土地利用計画の見直しの内容となっております。左が平成 25 年 11 月の事業計画認可時の図面。右側が変更計画案となっております。下の方の第 1 次提案、第 2 次提案、第 3 次提案というのがまちづくり協議会からの提案内容となっております。

第 1 次提案の内容は、道路の配置や公園の配置、災害公営住宅の配置でございました。それぞれ、今回の事業計画の変更にも反映してございます。例えば、道路の配置ですが、提案としては車で避難する住民が信号のない立体交差を通り、西側に安全な避難が可能となる県道塩釜亘理線東

側に南北の区画道路を創設してほしい。これが右側の図面で見ますと、青い、点々で描いてあるとおり、もともとは上の東西道路と下の東西道路を結ぶ区画道路がなかったものを、2本連絡道路として入れているということでございます。

第2次提案の内容は、商業エリア、子育て関連施設、医療・福祉施設等の主要施設の配置や学校の開校時期等でございます。これについては、右側の第2次提案の商業エリアのように、お年寄りが歩いて買い物できるような商業エリアを配置してほしいということについては、県道塩釜亘理線沿いにピンク色の⑤と描いてございますが、商業施設を配置したり医療福祉施設を配置するという配置計画に変更してございます。また、小・中学校については、少しでも早く校舎を完成させてほしい等という話について、庁内連携をさらに強化して進めていきたいという様な話でございます。

また、第3次提案の内容については、ここはもう少し具体的になってきて、道路の景観や街路樹、災害公営住宅でございますけれども、道路の景観や街路樹については、道路管理者との協議を踏まえ、まちなみ景観等に配慮しより有効な方策を検討することとしており、災害公営住宅についても、実施設計においてできる限り反映していく、というふうに伺っております。

事務局としては、まちづくり協議会を設立し、学識経験者、NPO法人等の協力を得て、まちづくり計画へ反映する等、適切に民意調達ができる体制の構築に努めているものと考えております。

続きまして建議の3項目、「被災者の希望に応じた移転先が可能な限り確保されるよう、必要な計画の見直しを検討すること」について、取組の③になります。市では、高柳地区において、既存の農業集落排水施設の処理能力の関係から、100世帯程度しか災害公営住宅の整備ができないこと、また、下増田地区は優良農地がかつ圃場整備区域であるため、現計画を変更し、宅地化を図る区域の拡大は難しいとしてございます。このことから、市は代替案として市有地の公募による譲渡を進めてきており、公募した市有地は増田・愛島地区の合計17区画であり、これまで12区画を引き渡しております。また、残りの5区画についても再公募を行う予定であり、地区外移転希望者のニーズに応えられるよう対応していきたいとのことです。

事務局としては、資料NO.1の2にありますとおり、災害公営住宅を希望せず、まだ再建していない地区外移転希望者が約100戸あることから、閑上の安全・安心なまちづくりについて説明し、なお地区外移転を希望する方については、継続して相談支援等を的確に行っていく必要があるというふうに考えてございます。

次に、附帯意見についてですが、取組の④になります。最後のページですが、被災者が生活再建できる場所が区画整理区域内に限られていること、その点について住民の合意が十分に形成されていないことについては、先の代替案としての市有地の斡旋やまちづくりの安全性について被災者に丁寧に説明していると伺っております。また、建議の1項目で報告しているとおり、住民意向調査やまちづくり相談会を実施し住民の意向をきめ細かく把握することや、協議会から提案をいただいたものについてはまちづくりに反映させるよう努めていると伺っております。また、取組の⑤、多数の意見書が提出されるような事態を招かないよう円滑な事業の実施に努めることにつきましては、これまでご紹介した取組みのほか、仮設集会所単位での事業計画の変更説明会を開催する等、より多くの参加が期待できるような取り組みもあわせてしております。また、

「復興だより」や「ゆりあげ区画整理通信」等広報誌も発行し、進捗状況や閑上の状況等について情報提供に努めているほか、土地区画整理地区内の土地の買取希望者には、昨年9月から土地の買取を始めておまして、平成27年5月末現在、約96.3%まで買取が進んでおり、残りは24名となっております。また、地区東側、防災集団移転促進事業の元地の買取についても、約86%、残り180人となっております。今後、移転元地の利活用については、土地区画整理事業を活用して整序を行い、地元事業者が早期に事業再建できるよう基盤整備することを検討していると聞いておりますが、集約された市有地については段階的に企業誘致を図りたいとも伺っております。

事務局としては、今回意見書の提出こそなかったものの、住民の合意形成に努め円滑に事業を進めるためには、先に述べた地区外移転希望者への相談支援を継続して実施することとあわせ、未だ生活再建されていない被災者の方々の意向については、再度正確に把握した上で、住民と向き合って対応していくことが必要と考えてございます。

最後に、今後のスケジュールについて簡単に御報告します。資料NO.3、A3横の資料になります。工程表の下段に書いてございます。平成27年6月中には、事業計画の変更を行い、引き続き仮換地の指定を10月に行う予定にしています。また、意向調査の覧に記載されていますとおり、7月から地区外移転希望者の戸別訪問をまたやると伺っております。追跡調査を実施するほか、災害公営住宅、移転先団地の登録を7月に行う予定としております。また、災害公営住宅の第1期分の申し込みを9月に行うこととしており、これらの作業を行いながら画地割を確定していくこととし、詳細については、市内部で、今、検討がなされていると伺っております。また、土地の買取りにつきましても、移転元である地区外及び地区内とも買取りを進めて12月までには完了させる予定としております。造成計画ですが、第1期エリアの宅地造成、ピンクで囲まれたエリア、一番東側の災害公営住宅、移転先団地、一番西側の災害公営住宅、ここが1期のエリアになりますが、ここを平成27年度末まで終わらせて、第2期の宅地完成を平成28年度末、これが暗い青というか深緑、ピンクの左側にあるところになります。第3期の宅地完成を平成29年度末として、段階的にですね、随時宅地の引渡しを実施していく予定と伺っております。宅地引渡し後は、災害公営住宅の建築や小中学校の整備を行うこととなります。災害公営住宅の完成時期は、戸建てについては第1期が平成28年5月、これでいいますと、災害公営住宅戸建てとということのピンクの88戸ですね。集合が平成29年3月に140戸それぞれ完成することとしております。第2期分及び第3期分についても表のとおりとなっております。防災集団移転先団地については、第1期の宅地が平成28年5月、同じです。第2期が平成29年7月となります。一般住宅の宅地の引渡しについては、平成28年5月から部分的に可能とし、産業用地や小中学校の開校時期については、表のとおりとなっております。高柳に整備する災害公営住宅は、戸建てが平成28年9月、集合が平成29年3月に完成予定ということでございます。現在の進捗状況は以上のとおりです。

附帯意見や建議がなされてから、市では以上のような取組みを行い、事業を進めて参りました。閑上地区の土地区画整理事業は、被災した場所での再建であります。そのため、安全性の確保には万全を期する必要がありますが、このことについては意向再確認のための戸別訪問、電話確認、個別相談等を通して丁寧に説明しているとは伺っております。また、閑上地区まちづくり協議会

からの意見提案等も極力取り入れ、魅力あるまちづくり、住民主体のまちづくりを推進し、地区外移転希望者に対し意向を追跡確認して、市として可能な範囲で支援をし、被災者が早期に生活再建ができるよう取り組んでいくと伺っております。事務局としては、見解の部分で申し述べてきましたが、意向確認ができていない被災者への調査継続、地区外移転希望者への相談支援継続、より正確な意向の把握、住民への対応状況等について、引き続き適切に指導してまいりたいと考えております。以上で報告を終わらせていただきます。

○森杉議長 ありがとうございます。言い忘れましたが、今回報告をいただきましたのは、前回の審議会のときに、今回意見書が出るであろうから、閑上の案件を審議いたしますと、する予定と申し上げたのですが、意見書が出ませんでしたので、いずれにしても、報告はしますと聞いておりましたので、今回の報告をいただいている次第です。それで、県の方で市から報告を提出いただいて、それを県が取りまとめて、本日の先ほどの、都市計画課長からの御説明のとおり報告とそれに対する見解があったところです。

皆様方の御意見、御感想あるいは今後の建議の実現に向けての方針等への御意見ございましたら、ぜひお伺いしたいと思っている次第です。

○牛尾委員 今回御報告をいただいて、特に感銘を受けたのは、3枚目の事業スケジュールですか。これを見ると、来年の5月には、第1期分の災害公営住宅完成、それから移転先の団地の引渡しができるということになって、また、上の地図を見ますと小中学校や児童遊園、保育所等について、まちづくり協議会が提案して1カ所にまとめてというふうになって、子どもたちにとっても良い御提案をされて、それが採用されることで、ある意味で都計審でも非常に大変だったのですけれども、決断されて、よく私どもの気持ちを汲んでくださって、こういう形になって良かったな、という気持ちを私はすごく強く持っております。あの時はいろいろありましたけれども、やっぱり住民の方々の意見を、市の担当者の方々はお仕事も大変だとは思いますが、こういう形で受け入れていけば意見書もあまり出ませんし、住民の方々の意向が反映されたより良いまちづくりになっていくという良い事例になるのではないかという気がして、私は来年の5月がすごく楽しみだと思っております。ぜひ、名取市の方には、来年の5月を楽しみにしているということをお伝えいただければと思います。

○伊藤（直）委員 私も感想ということでございます。資料のNO. 1に表がありまして、これが26年の5月と27年の4月の数字を比較しております。大きな変動は無いのかなと。ですから、みなさん26年に考えていた意思というのは大きくは変わっていない、ただ一つ、気になったのが、高柳地区で、これが少し増えてて、これの受け皿が先ほどの説明だとインフラが整わないという部分があって用意できないという説明あったやに聞きましたけれども、この辺、こちらの閑上地区で再建していただくのが一番いいのですが、どうしてもここがかなわないというのであれば、高柳地区のインフラ整備を合わせながら、この残り50世帯ぐらいの受け皿が作れないものかな、というふうな思いがしました。後は、先ほど議長もお話しておりましたけれども、やはりこちらから建議をした件の、1番目の意向を細かく聞いていくというふうな点については、いろ

いろなまちづくり相談会等々、回数を重ねているというようなところとか、あるいは第三者を入れた体制作りをしなさいというところでは、閑上地区のまちづくり協議会が発足して活動に入っているとかなんかというふうなことで、住民の方々とコンセンサス作りには一生懸命行政サイドも動いているんだなというふうな思いがしましたので、先ほどの意見ではないですが、ぜひ住民の方々と十分意見交換をしながら、引き続き根気強くまちづくりについて取り組んでいただければ、というふうな思いがしました。

○森杉会長 ありがとうございます。他にございませんか。御意見がないということであれば、事務局の見解を我々も支持します、ということですかね。基本的には。

1番に関しては、よくやっているけれども、今後も引き続きやってくださいよ、というふうに県は言っておりますね。それでいいですね。

2番は、特に先ほどもおっしゃったように、一定のスピードで閑上地区の計画はどんどん良くなっていると。これだったら閑上にもう一回住んでも良いという様な人も増えているかもしれませんね、これは。必ずしもそうとは言えないかもしれませんが。

3番の我々が強く要望しました被災地の希望に応じた移転先が可能な限り確保されるようにということですよ。これについては、少なくとも高柳地区の拡張とか増田地区の拡張とかいうことも、我々は提案に近いようなことを言ったのですが、これはだめですとはっきり断られていますね、これは。その代わり、市外の移転に関しても一応の色々な支援をしていくというようなことで、実際に住宅の確保等について供給もやっておられるということではありますが、だから一生懸命やっているけども十分でないで引き続き、先ほど伊藤さんがおっしゃったような、少しの戸数でいいから、既存のところのちょっとした拡張とか、ということを考えていただくといいのではないかなと、こういうふうに思います。

それから、最後の4番は、3番の裏返しですけれども、やっぱりこれは1番と同じでして、意向の正確な把握をお願いしたいと思います。市の方としてもそのような把握をして、それをできるだけ正確に公表して、そうすることによって住民の方々の合意形成に繋がっていくのではないかと、私はそのように思います。その結果は、復興の問題が解決されてくる。つまり今回は意見書が出なかったのですが、今後も状況次第では出てくるかもわかりません。結局のところ、民意調達と被災者の希望に対し、需要と供給のバランスの確保をぜひとも今後も引き続きよろしくお願いしたい、というのが当局の意見と、それから我々が当局の話聞いて感じたものと思った次第です。

○事務局（尾形都市計画課長） 会長がおっしゃるとおり、県としても名取市とともに1年近くやってきたのですが、まだ先ほどの資料の中にもあるとおり未回答がいらっしゃいますし、まだ決めかねている方もいっぱいいると思います。岩沼市でもそうだと聞いておりますが、最後に仮設住宅を出る方までフォローしていくというのが市町村としての役目だと思いますので、その点につきましても県として一生懸命フォローしていければというふうに考えてございます。

○森杉会長 今県の方がおっしゃったことは一言も触れないでしまいました。大変失礼しました。

仮設住宅にいる最後の人が出て行くところまでの手当てとか施策というものが必要だと、行政というものがぜひ必要だということですから、そこのところを我々も見守っていきたいと思います。我々もできることがあったら提案していきたい、こんなふうに思います。

○森杉会長 どうぞ。

○牛尾委員 補足ですが、せっかく名取市からこのように御報告があったので、都計審として、委員長の御名前で今言っていただいたようなコメントを発表しても私は良いと思います。

○事務局（尾形都市計画課長） 会長と後で話させていただきますけれども、文面については会長と相談させていただきますして、都計審としてこのような話がありました、ということの名取市の方に伝えていきたいなと思います。

○森杉会長 取扱いは色々相談させていただきますけれども、何らかの形で公表するなり、名取市にお伝えするなり、ということをやりたいと思います。

他にございませんか。よろしゅうございますか。ではこの件、報告を終わります。

## 5 その他

○森杉議長 ええと、事務局の方から何かございませんか。

○事務局（尾形都市計画課長） 特にはございません。

○森杉議長 それでは、これで本日の会議を終了いたします。御協力、御意見いただきましてありがとうございました。

## 6 閉会

○事務局（大内総括） 以上をもちまして本日の会議を終了いたします。なお、次回は8月下旬を予定しております。日程については後日連絡を申し上げます。本日は大変ありがとうございました。

○事務局（尾形都市計画課長） ありがとうございました。

平成 27 年 6 月 11 日（木）午後 4 時 10 分 閉会